

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和7年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市暴力団排除条例の一部を改正する条例	少額随意契約に係る基準額の引上げに伴い、暴力団員等及び暴力団関係事業者ではない旨の誓約書を徴しない契約金額を引き上げるものです。	令和7年 9月議会  議案 第81号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 誓約書を徴しない契約金額を引き上げるものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市体育施設条例の一部を改正する条例	中島B&G海洋センターに指定管理者制度を導入するものです。	令和7年 9月議会  議案 第82号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 中島B&G海洋センターに指定管理者制度を導入するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	スポーティング シティ推進課 089-948-6525
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動経費の公費負担限度額を引き上げるものです。	令和7年 9月議会  議案 第83号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 選挙運動経費の公費負担限度額を引き上げるものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	選挙管理委員会 事務局 089-948-6621
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
4	松山市急患医療センター設置条例の一部を改正する条例	松山市急患医療センターについて、年末年始等の繁忙期に受付時間を臨時に変更することにより、診察開始の円滑化及び患者の待機時間の短縮を図るものです。	令和7年 9月議会  議案 第84号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 受付時間を臨時に変更するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	医事薬事課 089-911-1803
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

5	松山市水道事業給水条例及び松山市下水道条例の一部を改正する条例	災害その他非常の場合に他の市町村長等が指定した工事事業者が給水装置及び排水設備の工事を実施できるようにするものです。	令和7年 9月議会  議案 第85号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 他の市町村長等が指定した工事事業者が給水装置及び排水設備の工事を実施できるようにするものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	給排水設備課 089-948-6977
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。